

ここが変わる！税制改正

2015年から相続税や贈与税が増税となる。課税対象者が拡大、最高税率もアップする。

↑ 増税 ↓ 減税

相続税

基礎控除は4割縮小。預貯金以外に都心で家を持っていたら、まず課税されそう。相続財産から基礎控除を引いた分が課税対象となる。最高税率は55%に上がり、半分超が取られる計算だ。

「基礎控除」
が縮小
(算式)

現在 5000万円 + 1000万円 × 法定相続人数 → 増 3000万円 + 600万円 × 法定相続人数

「最高税率」
アップ
(速算表)

| 現在 法定相続分に基づく 取得金額 | 税率 | 控除 |
|-------------------------|-----|--------|
| 1000万円以下 | 10% | — |
| 3000万円以下 | 15% | 50万円 |
| 5000万円以下 | 20% | 200万円 |
| 1億円以下 | 30% | 700万円 |
| 3億円以下 | 40% | 1700万円 |
| 3億円超 | 50% | 4700万円 |

最高税率の直近ピークは1987年の75%。その頃よりは低いが…

| 現在 法定相続分に基づく 取得金額 | 税率 | 控除 |
|-------------------------|-----|--------|
| 1000万円以下 | 10% | — |
| 3000万円以下 | 15% | 50万円 |
| 5000万円以下 | 20% | 200万円 |
| 1億円以下 | 30% | 700万円 |
| 2億円以下 | 40% | 1700万円 |
| 3億円以下 | 45% | 2700万円 |
| 6億円以下 | 50% | 4200万円 |
| 6億円超 | 55% | 7200万円 |

「相続時精算課税制度(2500万円)」
の対象拡大

現在
受贈者は
20歳以上の子
→ 減
15年1月から
受贈者に
20歳以上の孫も追加

現在
贈与者は
65歳以上の父母
→ 減
15年1月から
贈与者に
60歳以上・祖父母も追加

「小規模宅地特例」の拡充
「教育資金贈与(1500万円)」
の非課税

→ 54歳、62歳
参照



撮影：尾形文繁

相続に該当する年齢は、70～80代の親を持つ、40～50代の子が多い。子どももお互い家庭を持っているうえに兄弟姉妹間の平等意識が高まったのも、もめる要因の一つだろう。しかも今後直撃するのは、相続増税だけではない。

贈与税は最高税率が55%、所得税は45%に上がる。昨夏には社会保障と税の一体改革関連法案が成立。4月に8%、15年10月に10%への消費税率アップも決まった。所得・資産・消費の面から、個人の負担は増すばかりなのだ。

では10人に1人が相続増税の対象になる、との試算もある。この「カネはないが家はある」というのは、いざ遺産分割する際でも、最も厄介なケースだ。父が死亡後、母と子が継ぐ「一次相続」はまだいい。が、その後に母も死亡し子どもたちだけになる「二次相続」では、たいてい話し合いがつきづらいもの。これは相続財産の多寡に関係なく、むしろ小口のほうがもめる例が多い。不動産は分けにくいからなおさらである。

「家族でトラブルになる原因は金額ではない。『お兄ちゃんは家をもらうのになぜ私はこれだけなの』など相手と比較しての不満だ」(TOMAコンサルタントグループ相続・事業承継部長の佐藤徹税理士)。

贈与税

最高税率が55%にアップ。一方では、若年世代への資産移転を促すため、父母・祖父母から20歳以上の者に贈与する場合、税率の引き下げも。

「最高税率」アップ、税率一部引き下げ(速算表)

| 20歳以上の者が父母・祖父母から贈与を受ける場合 | | | 左記以外の場合 | | |
|--------------------------|-----|-------|----------------|-----|-------|
| 15年1月から | | | 15年1月から | | |
| 基礎控除後の 課税価格 | 税率 | 控除 | 基礎控除後の 課税価格 | 税率 | 控除 |
| 200万円以下 | 10% | — | 200万円以下 | 10% | — |
| 300万円以下 | 15% | 10万円 | 400万円以下 | 15% | 10万円 |
| 400万円以下 | 20% | 25万円 | 600万円以下 | 20% | 30万円 |
| 600万円以下 | 30% | 65万円 | 1000万円以下 | 30% | 90万円 |
| 1000万円以下 | 40% | 125万円 | 1500万円以下 | 40% | 190万円 |
| 1000万円超 | 50% | 225万円 | 3000万円以下 | 45% | 265万円 |
| | | | 4500万円以下 | 50% | 415万円 |
| | | | 4500万円超 | 55% | 640万円 |

最高税率がアップする一方で、次世代への贈与は税率をダウン

所得税

最高税率が45%にアップ。ピークは1983年の何と75%で、当時は19段階だった。大底は99年の37%だったから、再び上昇傾向にある。

| 現在 | | | 15年1月から | | |
|----------|-----|-----------|----------|-----|-----------|
| 課税所得金額 | 税率 | 控除 | 課税所得金額 | 税率 | 控除 |
| 195万円以下 | 5% | — | 195万円以下 | 5% | — |
| 330万円以下 | 10% | 9万7500円 | 330万円以下 | 10% | 9万7500円 |
| 695万円以下 | 20% | 42万7500円 | 695万円以下 | 20% | 42万7500円 |
| 900万円以下 | 23% | 63万6000円 | 900万円以下 | 23% | 63万6000円 |
| 1800万円以下 | 33% | 153万6000円 | 1800万円以下 | 33% | 153万6000円 |
| 1800万円超 | 40% | 279万6000円 | 4000万円以下 | 40% | 279万6000円 |
| | | | 4000万円超 | 45% | 479万6000円 |

これに住民税(地方税)の10%が加わる。給与からの源泉徴収

2

013年度税制改正法案の年度内成立が固まつた。自民・公明両党が決めた1月の税制改正大綱に、民主党も賛意を示したためだ。そこでは、来るべき大増税時代を予感させるような、あらゆる増税メニューが並んでいた。

うち最も焦点になつたのが相続税だ。15年1月から最高税率は50%から55%へ上昇。基礎控除も「500万円+1000万円×法定相続人數」から、「3000万円+600万円×法定相続人數」にバ一が下がるため、課税対象者は確実に拡大する。「財産が少ないから自分には関係ない」とは言えなくなる。

たとえば父が死亡、家族3人(母・子2人)で相続すると、税金はどうなるか。現行では、相続財産が8000万円までなら非課税だが、改正後は4800万円までに縮小。この額を超えたたら課税対象となる。4800万円程度だと、古くから都心で一戸建て住宅に住んでいる人は、軒並み当てはまってしまう。「都心の家持ち」たてはまつてしまつ。これが今回の相続増税で直撃される典型的パターンだ。

相続税の課税割合(課税件数÷死者数)は4・2%(10年)。財務省としては、増税で6%に増えると予想する。だがこの数字はあくまで全国平均ベース。中でも都内の23区へはまつてしまつ。「都心の家持ち」たてはまつてしまつ。これが今回の相続増税で直撃される典型的パターンだ。